

信州大学、福井大学及び京都工芸繊維大学との間における
単位互換に関する協定書

信州大学、福井大学及び京都工芸繊維大学（以下、「構成大学」という。）は、「繊維系大学連合による次世代繊維・ファイバー工学分野の人材育成」のため相互に連携し、教育の充実を図ることを目的として、ここに単位互換協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（受入）

第1条 本協定により受け入れることができる学生は、構成大学に所属する学生とし、科目等履修生、研究生及び委託生等を除く。

（受入学生の身分）

第2条 本協定により受け入れる学生は、「特別聴講学生」として取り扱うものとする。

（履修期間）

第3条 特別聴講学生の履修期間は、当該年度を超えないものとする。

（受入時期）

第4条 特別聴講学生の受入時期は、原則として4月又は10月とする。

（履修科目の範囲及び単位数、受入学生数、受入手続）

第5条 特別聴講学生として履修できる科目の範囲、単位数、受入学生数及び受入手続については、別に定める。

（履修方法等）

第6条 特別聴講学生の履修方法及び試験実施方法は、受入大学の定めるところによる。

（単位の授与等）

第7条 特別聴講学生が履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、受入大学の定めるところによる。

2 特別聴講学生が履修した授業科目の単位の認定については、学生が所属する大学の定めるところによる。

（授業料等）

第8条 特別聴講学生の検定料、入学金及び授業料は徴収しない。

2 実習、教材等で別にかかる費用については、徴収することができる。

（施設及び設備の利用）

第9条 特別聴講学生は履修する上で必要な施設・設備を利用できるものとする。利用方法は、受入大学の定めるところによる。

（覚書）

第10条 本協定による単位互換を円滑に実施するため、単位互換の実施に関する覚書を別に締結する。

（実施期日）

第11条 本協定は、平成25年4月1日から実施する。

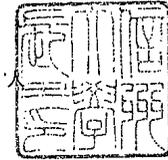
（有効期間等）

第12条 本協定の有効期間は実施期日から4年間とする。ただし、協定書の有効期間満了の3ヵ月前までに、いずれの大学からも特段の申し出がない場合には、本協定はさらに1年間継続するものとし、以後この例による。

平成25年4月1日

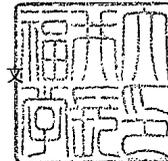
信州大学長

山 沢 清 人



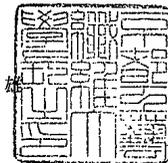
福井大学長

眞 弓 光 文



京都工芸繊維大学長

古 山 正 雄



信州大学、福井大学及び京都工芸繊維大学との間における単位互換の実施に関する覚書

「信州大学、福井大学及び京都工芸繊維大学との間における単位互換に関する協定書」第10条に基づき、信州大学大学院理工学系研究科、福井大学大学院工学研究科及び京都工芸繊維大学大学院工学科学研究科（以下、「構成大学」という。）は、単位互換の実施に関し、次のとおり覚書を締結する。

（履修科目の範囲、単位数、受入学生数及び受入手続の決定）

第1条 構成大学は、特別聴講学生が履修できる授業科目、単位数、受入学生数及び受入手続について定め、他の構成大学へ通知する。

（受入手続）

第2条 受講を希望する学生（以下、「希望学生」という。）は、所定の期間内に、所属する大学の定める手続を行うものとする。

2 学生を派遣する大学（以下、「派遣大学」という。）は、希望学生を取りまとめ、所定の期日までに受入大学へ受け入れを依頼する。

3 受入大学は、派遣大学から受け入れ依頼のあった学生の入学を許可する。

（履修方法）

第3条 特別聴講学生の履修方法については、受入大学の規則等の定めるところによる。

（試験の実施）

第4条 定期試験・追試験の実施及び受験上の取扱い等については、受入大学の定めるところによる。

2 派遣大学と受入大学の試験日時が重複した場合は、原則として受入大学の試験を優先し、派遣大学の授業科目については、追試験等の措置を講ずるものとする。

（成績及び単位修得の報告）

第5条 受入大学は、派遣大学へ成績及び単位修得について当該学期ごとに速やかに報告する。

（証明書の発行）

第6条 単位を修得した科目の成績証明書は、派遣大学で発行する。

（休学、退学等の通知）

第7条 派遣大学は、派遣した特別聴講学生に、休学、退学等の学籍異動が生じた場合は、速やかに受入大学に通知する。

（成績管理）

第8条 受入大学は、受け入れた特別聴講学生の成績原簿を保管する。

（有効期間等）

第9条 本覚書の有効期間は平成25年4月1日から4年間とする。ただし、覚書の有効期間満了の3ヵ月前までに、いずれの大学からも特段の申し出がない場合には、本覚書は

さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

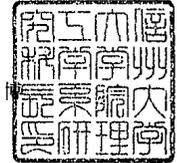
（雑則）

第10条 本覚書に定めるもののほか、実施に関し必要な事項については、構成大学間において協議の上、定めるものとする。

平成25年4月1日

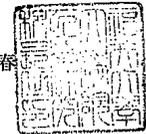
信州大学大学院理工学系研究科長

濱田州



福井大学大学院工学研究科長

小野田信春



京都工芸繊維大学大学院工学科学研究科長

松野謙

